第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日

平成２６年（フ）第４号
長崎県島原市上の原１丁目6249番地
債務者　永野　敏光
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
長崎県佐世保市花園町８番４号　サニーフラット花園102号、旧住所長崎県佐世保市須佐町286番地１
債務者　桑原　英子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
川崎市川崎区京町１丁目13番６号　ミノワホームズ７　103、前住所川崎市高津区久地３丁目12番13号　前田道路社宅内佐々木土建
債務者　堀本　文洋
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７号
長崎県佐世保市白岳町325番地８　レオパレスリバーサイドＫ303、旧住所埼玉県川口市大字安行吉蔵303番地の11
債務者　近藤　　匠
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
長崎県佐世保市有福町536番地17　スカイハイツ111号、旧住所長崎県佐世保市早岐３丁目10番20号
債務者　赤木　　淳
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
東京都福生市大字熊川1410番地３コーポ玉川105号室
債務者　冨士原晃一
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３１号
相模原市緑区西橋本２丁目15番１―501号
債務者　矢島　恵美（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０７９号
東京都板橋区赤塚４丁目19―５―201
債務者　齋藤　明弘
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０９３号
東京都世田谷区八幡山３丁目37―８―203
債務者　宮下　顕道
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１０１号
神奈川県横浜市西区西戸部町１丁目79　明光ハイツ102
債務者　松本　伸也
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１０２号
千葉県松戸市二ツ木1614―102
債務者　門馬　敏弘
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１０３号
東京都町田市南大谷1442―１　大木貸家ハ
債務者　大平　　悟
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１０４号
東京都町田市広袴町602―１―１Ｆ
債務者　霧生　　匠
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１３６号
東京都文京区千石２丁目１―13―202
債務者　國府島正七
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１３７号
東京都品川区八潮５丁目１―４―805
債務者　坂下　　昇
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部